

沿岸広域振興局長告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定に基づき、道路と防潮堤との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

令和6年12月20日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

- 1 道路の種類及び路線名 県道岩泉平井賀普代線
- 2 道路の位置 下閉伊郡田野畑村明戸218番3地先から303番10地先まで
- 3 防潮堤の管理者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 海岸管理者 岩手県知事 達増 拓也
 - (2) 住所 盛岡市内丸10番1号
- 4 防潮堤の管理者が行う道路の管理の内容
 - (1) 道路専用施設（別紙図面に表示した部分をいう。以下同じ。）以外の部分の新設、改築、維持又は修繕
 - (2) 原則として道路専用施設以外の部分の災害復旧
- 5 管理の期間 令和6年11月25日から当該兼用工作物の存続する日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、沿岸広域振興局土木部岩泉土木センターに備えておいて縦覧に供する。